の一層の醸成を図ることを目的としており、令和4年度の早い段階からスタート出来るよう準備を進めていきます。

安心・安全なまちづくりの拡大

●ため池監視システム導入事業

今回、主要なため池4カ所に「監視カメラおよび水位計」を設置することにより、リアルタイムで市とため池管理者の双方で水位状況を把握することができ、悪天候下においても的確かつ迅速な対応が可能となるため、最も効果的な放流につながり、地域の安心・安全な生活基盤向上が図られるものと考えています。

●大規模災害に備えた協定の締結

大規模災害に備え、民間事業者などと各種協定を締結しています。令和3年度は、情報発信、避難場所および施設利用、電源および建設機械の供給などについて、「ヤフー株式会社」、「独立行政法人国立病院機構徳島病院」、「阿波商事有限会社」、「ネッツトヨタ徳島株式会社」、「徳島県クレーン協同組合」、「松村重機建設株式会社」の5社1組合と協定を締結しました。また、災害で発生した廃棄物を迅速に処理するため、「徳島県産業資源循環協会」、「ジェムカ株式会社」と、それぞれ協定を締結しました。

持続可能な地域づくりと市役所の変革

●新ごみ処理施設整備事業

令和7年7月の完成を目指し、現在準備を進めており、事業方式をDBOと呼ばれる設計・施工、および15年8カ月間の運営に係る業務を事業者が一括して行う方式を採用し、先般、当該事業の受託者を決める入札公告を行いました。

今後は、学識経験者を含む「新ごみ処理施設整備検討委員会」において審査を行い、7月頃に落札者を決定し、来年度は建築設備・プラント設備など、施設の詳細な設計を行っていきます。

●生活困窮者自立支援事業の委託

令和4年度から生活困窮者自立支援事業を、地域福祉の中核的機関を担う「吉野川市社会福祉協議会」に委託することで、生活困窮者自立支援事業の充実を図り、相談者に寄り添う自立した生活に向けた支援を行っていきます。

●押印の廃止

4月1日から、本市の条例などにより押印を求めている手続きについて、全体の8割にあたる約1700件において、押印の義務付けを廃止しました。

●RPAの導入

ICT化の発展に伴い、単純作業をソフトウェアにより自動化し、作業時間の削減を図るRPAの導入の取り組みが進められています。

本市においても、RPAを運用し働き方改革を進めていきたいと考えています。

●指定管理者制度の見直し

指定管理期間が満了する6施設について、管理運営の状況や今後の施設のあり方などから総合的に判断し、公園施設3施設（江川・鴨島公園、上桜公園および上桜森林公園）および吉野川市アメニティセンターを「直営」での管理運営に変更しました。

議会だより

予算

◇令和3年度吉野川市一般会計補正予算（第11号）

◇令和3年度吉野川市一般会計補正予算（第12号）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業など、10億6258万1千円を追加し、補正後の予算総額を、225億8465万5千円とするものです。

◇令和3年度吉野川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）など特別会計の補正予算3件

◇令和3年度吉野川市水道事業会計補正予算（第1号）など企業会計の補正予算2件

◇令和4年度吉野川市一般会計予算

◇令和4年度各特別会計・企業会計の予算など5件

本号6～9ページ参照。

条例

◇吉野川市社会福祉法人に対する助成に関する条例制定など16件

●吉野川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

地方税法等の法令改正に伴い、未就学児が属する世帯の被保険者均等割額の減額などについて所要の改正を行うものです。

●吉野川市学校施設管理条例の一部を改正する条例制定

令和3年12月に改築が完了した山瀬小学校体育館を利用する際に冷暖房を使用した場合の使用料について規定の整備を行うものです。

●吉野川市公民館条例の一部を改正する条例制定、吉野川市アメニティセンター条例の一部を改正する条例制定

令和4年度からアメニティセンターを直営とすることに伴い、山川公民館と一体的に管理を行うことから、休館日を揃えるための改正およびアメニティセンターのホールの使用料について鴨島公民館と運用を揃えるための所要の改正を行うものです。

●吉野川市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例制定

支給要件の対象年齢を見直したことに伴い、所要の改正を行うものです。

●鴨島駅前広場等の指定管理者の指定

当該施設について「鴨島町商店街連合協同組合」を指定管理者とし、指定期間は、令和4年4月1日から3年間とするものです。

●市道路線の認定

「上下島松元5号線」ほか2線の市道路線の認定を行うものです。

◇人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1名の人権擁護委員の任期満了等に伴い、後任者を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

新型コロナワクチン小児接種（5歳～11歳）が始まっています！

5歳から11歳までの方を対象とした新型コロナワクチンの初回（1、2回目）接種が、徳島県内の小児接種対象医療機関で接種できるようになりました。

接種は強制ではありません。接種により期待できる効果と、副反応等のリスクの双方について考慮いただき、接種を受ける本人（お子さん）とも相談の上で接種を受けるか判断してください。

また、お子さんに基礎疾患があるなど、ワクチンについての疑問や不安がある場合は、接種を予定している医療機関やかかりつけ医などによく相談してください。

《 接種対象者 》

5歳～11歳（5歳の誕生日の前日から12歳の誕生日の前々日までの人）の対象者には既に接種券を送付しています。新たに5歳になる方へは誕生月の翌月に送付します。

◎**12歳になる誕生日の前々日までに1回目を接種する場合**：1・2回目ともに小児用ワクチンを使用。

◎**12歳になる誕生日の前日から1回目を接種する場合**　：1・2回目ともに12歳以上用のワクチンを使用（予診票はそのまま小児用【水色】を使用しますが、予約先が吉野川市新型コロナワクチンコールセンターへ変わります）。

《 使用するワクチン 》

小児用ファイザー社ワクチン

（3週間の間隔を空けて2回接種します。原則2回目は3週間後の同じ曜日・時間です。）

《 有効性 》

ワクチンを接種することで、免疫ができ新型コロナウイルスに感染した場合でも、発症を予防する効果があると報告されています（2回目接種後7日以降に90.7%）。

（第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会より）

《 予約方法 》

県が運営する「コールセンター」または「ウェブシステム」により実施

1．**徳島県コールセンター**：0120－003－820

（受付時間：午前8時30分～午後8時　土日祝含む）

2．**徳島県ウェブサイト**　https://tokushima-shoni-vaccine.resv.jp/

徳島県小児接種予約ウェブサイト

《 接種当日の持ち物 》

①接種券付き予診票【水色】（事前に記入してください。）

※16歳未満のお子さんについては、原則、保護者の方の同伴と予診票に保護者の署名などが必要です。

同伴ができない場合は、予診票裏面の委任状にも記入してください。

②接種済証【白色】

③本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証など）

④母子健康手帳（接種履歴確認に必要であるため、可能な限り持参してください）

※同時または前後2週間は、原則、他のワクチンを受けることはできません。

●問い合わせ　健康推進課　新型コロナワクチン担当
☎36-1177　FAX22-2260

軽自動車税（種別割）の減免

次の軽自動車などは、申請すると軽自動車税（種別割）が減免されます。

①心身などに障がいのある方が所有する軽自動車等

【本人運転の場合】

必要なもの　運転免許証・車検証・身体障害者手帳等・個人番号の分かる書類

※車両に変更があった場合は再申請が必要。

【家族運転の場合】

必要なもの　運転免許証・車検証・身体障害者手帳等・通院証明等・個人番号の分かる書類

※毎年申請が必要。

②心身などに障がいのある方（18歳未満の者または療育手帳等該当者）の家族が所有する軽自動車等

必要なもの　家族運転の場合と同様。

※①②いずれの場合も障がい区分・級別の一定の条件を満たす場合で1台のみ減免となります。障がいの等級によっては、減免の対象にならない場合がございますので、事前に問い合わせください。

③身体障がい者等の利用のために構造が変更された軽自動車等（車いす移動車等）

必要なもの　車検証・構造が確認できる写真等・個人番号の分かる書類

※令和4年度の減免申請期限は5月31日（火）です。期限以降は受け付けできません。

問い合わせ
税務課　☎22-2215　FAX22-2247